

千葉県報

定例
令和5年2月21日

主要目次

- 県営土地改良事業計画の決定
- 保安林の指定の解除
- 令和四年千葉県告示第二百三十一号の一部を改正する告示
- 選挙管理委員会告示
- 地方自治法等に基づく直接請求等のための署名の収集を禁止する区域及び期間
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(十三件)
- 大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出
- 環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画において定める特定区域に関する事項の縦覧
- 土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧
- 基本測量の実施
- 公共測量の実施(七件)
- 特定調達公告
- 落札者等の公告

告示

千葉県告示第六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十七条第一項の規定により、香取市の一部を受益地域とする県営黒部川左岸第三地区土地改良事業(区画整理)計画を決定した。

その関係書類は、次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画に不服がある場合には、同条第六項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に、千葉県知事に対して審査請求をすることができる。

また、この計画については、その決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、千葉県を被告として(訴訟において千葉県を代表する者は千葉県知事となる。)、処分の取消しの訴えを提起することができる(なお、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して一

年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。)。ただし、前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができる。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 縦覧に供する書類の名称

二 縦覧期間

三 縦覧場所

香取市役所

令和五年二月二十二日から三月二十三日まで

千葉県告示第六十五号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条の二第二項の規定により、次の保安林の指定を解除する。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 解除に係る保安林の所在場所

二 保安林として指定された目的

三 解除の理由

道路用地とするため

令和五年二月二十一日

千葉県告示第六十六号

令和四年千葉県告示第二百三十一号(知事管理漁獲可能量)の一部を次のように改正する。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 2の表三の項中「一五・五トン」を「九・四トン」に改め、同表四の項中「〇・六トン」を「七・七トン」に改め、同表七の項中「一九・九トン」を「四・一トン」に改め、同表八の項中「九・五トン」を「二七・二トン」に改め、同表十一の項中「八・六トン」を「三・七トン」に改め、同表十二の項中「五・六トン」を「一一・四トン」に改め、同表十三の項中「一七・四トン」を「一八・五トン」に改める。

二 2の表三の項中「二九・九トン」を「五・六トン」に改め、同表四の項中「一七・七

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 2の表三の項中「一五・五トン」を「九・四トン」に改め、同表四の項中「〇・六トン」を「七・七トン」に改め、同表七の項中「一九・九トン」を「四・一トン」に改め、同表八の項中「九・五トン」を「二七・二トン」に改め、同表十一の項中「八・六トン」を「三・七トン」に改め、同表十二の項中「五・六トン」を「一一・四トン」に改め、同表十三の項中「一七・四トン」を「一八・五トン」に改める。

二 2の表三の項中「二九・九トン」を「五・六トン」に改め、同表四の項中「一七・七

トン」を「四二・〇トン」に改める。

選挙管理委員会告示

千葉県選挙管理委員会告示第六号

衆議院議員選挙における千葉県第五区の区域において衆議院小選挙区選出議員補欠選挙が行われることとなったため、令和五年二月二十二日から衆議院小選挙区選出議員補欠選挙の期日までの間、その区域においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）及び市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）並びにこれらの法律に基づく政令の規定による全ての直接請求又は解職の請求のための署名を求められない。

令和五年二月二十一日

千葉県選挙管理委員会委員長

菊地 秀樹

公告

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十一日

千葉県知事

熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友行徳店

市川市行徳駅前一丁目一九番地一ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社藤興産 代表取締役 藤松洋光ほか

市川市行徳駅前一丁目一四番一―一五〇五号ほか

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社藤興産 代表取締役 藤松洋光ほか

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社藤興産 代表取締役 藤松洋光ほか

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫ほか

東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか

東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和四年一月六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

令和三年九月三十日及び令和四年一月六日

二 届出年月日

令和四年七月二十七日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部商工業振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十一日

千葉県知事

熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友新浜店

市川市行徳駅前四丁目一二番地一

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

青山重次ほか

市川市湊一番一―一号

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

5 変更年月日

令和四年一月六日

<p>二 届出年月日 令和四年七月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部商工業振興課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p>	<p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年二月二十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友本八幡店 市川市南八幡三丁目二〇七番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 内田建物株式会社 代表取締役 内田肇 市川市新田五丁目六番一〇号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか</p> <p>5 変更年月日 令和四年一月六日</p> <p>二 届出年月日 令和四年七月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び市川市経済部商工業振興課</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友新北習志野店 船橋市習志野台一丁目一、〇〇六番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社アライビル 代表取締役 荒井慶太郎ほか 船橋市習志野台一丁目三四番一五号ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか</p> <p>5 変更年月日 令和四年一月六日</p> <p>二 届出年月日 令和四年七月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工業振興課</p>
<p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで縦覧に供する。</p>	<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友北習志野店 船橋市習志野台二丁目四九番地三ほか</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>

<p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社旭川島屋 代表取締役 島影昭一郎 千葉県若葉区みつわ台三丁目一四番二三号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫</p> <p>5 変更年月日 令和四年一月六日</p> <p>二 届出年月日 令和四年七月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課</p>	<p>1 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 船橋駅北口市街地再開発ビル・船橋東武ビル 船橋市本町七丁目三番地ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄ほか 東京都墨田区押上一丁目一番二号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄ほか 東京都墨田区押上一丁目一番二号ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 東武鉄道株式会社 代表取締役 根津嘉澄ほか 東京都墨田区押上一丁目一番二号ほか</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>
<p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社東武百貨店 代表取締役 國津則彦ほか 東京都豊島区西池袋一丁目一番二五号ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社東武百貨店 代表取締役 國津則彦ほか 東京都豊島区西池袋一丁目一番二五号ほか</p> <p>7 変更年月日 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和四年二月二十八日 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和四年九月二十八日ほか</p> <p>二 届出年月日 令和四年十一月二十五日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び船橋市経済部商工振興課</p>	<p>1 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 西友下総中山店 船橋市本中山二丁目一七番二七号</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 根本英紀 東京都渋谷区代々木二丁目二番二号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 出口秀巳</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ジェイアール東日本都市開発 代表取締役 根本英紀</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊 人</p>

小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金子商業ビル

柏市柏字下九五五番地一ほか

大規模小売店舗を設置する者の氏名等

有限会社金子興産 代表取締役 金子守孝

柏市柏五八〇番地

3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫

4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫

5 変更年月日

令和四年一月六日

二 届出年月日

令和四年七月二十七日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び柏市経済産業部商工振興課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

MEGAドン・キホーテ八千代店

八千代市村上字境作一、二二九番地ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬

東京都江戸川区北葛西四丁目一四番一号

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 越塚孝之

変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

日本アセットマーケティング株式会社 代表取締役 平田一馬

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

イズミヤ株式会社 代表取締役 林紀男ほか

大阪府大阪市西成区花園南一丁目四番四号ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社長崎屋 代表取締役 赤城真一郎ほか

東京都目黒区青葉台二丁目一九番一〇号ほか

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和四年六月二十九日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

平成二十八年六月一日、同年十一月十八日及び平成三十年十二月七日

二 届出年月日

令和四年十月三日

三 縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び八千代市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地</p>	<p>西友浦安店 浦安市北栄一丁目五四八番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 合同会社西友 職務執行者 大久保恒夫ほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社西友 代表取締役 大久保恒夫ほか 東京都北区赤羽二丁目一番一号ほか</p> <p>7 変更年月日 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 令和四年一月六日 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 令和三年五月二十日、令和四年一月六日及び同年六月十三日 届出年月日 令和四年七月二十七日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び浦安市市民経済部商工観光課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。</p> <p>その届出は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで縦覧に供する。</p> <p>なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年二月二十一日から六月二十一日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。</p> <p>令和五年二月二十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p>
<p>環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画において定める特定区域に関する</p>	<p>酒々井プレミアム・アウトレット 印旛郡酒々井町飯積二丁目四番地一ほか</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 三菱地所・サイモン株式会社 代表取締役 山岸正紀 東京都千代田区大手町一丁目九番七号</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社エクスプロラズトキーヨー 代表取締役 尾関修司ほか 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一ほか</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社エクスプロラズトキーヨー 代表取締役 尾関修司ほか 兵庫県神戸市中央区港島中町六丁目八番一ほか</p> <p>5 変更年月日 令和四年八月四日ほか</p> <p>二 届出年月日 令和四年十一月九日</p> <p>三 縦覧場所 千葉県商工労働部経営支援課及び印旛郡酒々井町経済環境課</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の廃止の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第五項の規定により、大規模小売店舗の廃止について次のとおり届出があった。</p> <p>令和五年二月二十一日</p> <p>千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 大規模小売店舗の名称及び所在地 東武鉄道ビル島忠家具ホームセンター柏本店 柏市柏字東宮前五八六番地四ほか</p> <p>二 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計 六、四二九平方メートル</p> <p>三 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計 〇平方メートル</p> <p>四 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が一、〇〇〇平方メートル以下となった日 令和四年二月一日</p> <p>届出年月日 令和五年一月二十七日</p>

る事項の案の縦覧

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第三十七号)第十六条第三項の規定により、千葉県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画において定める同条第二項第三号に掲げる事項の案を次のとおり縦覧に供する。

なお、利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、千葉県農林水産部農林水産政策課に意見書を提出することができる。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 特定区域の区域

千葉県花見川区、若葉区及び緑区

二 特定区域において実施する特定環境負荷低減事業活動として求められる事業活動の内容

千葉市内の施設園芸産地を形成しているイチゴ生産を行う農業者を中心に組織される「千葉県SDGs対応型施設園芸推進協議会」により、ヒートポンプ単体若しくは燃油暖房機との併用による加温体系や加温効率を向上させる新素材カーテンといった先端的技術を活用しつつ、環境制御装置を組み合わせ、冬の加温における重油等の使用量を削減しCO2排出を抑制するとともに、農業者との環境データや栽培ノウハウの共有を図ることで、環境負荷の低減と収量・品質の向上の両立に向けて、イチゴをはじめとする施設園芸産地として一体的な生産体系の構築と普及を推進する。

千葉市では、リニールした農政センターを核として、技術活用のための実地研修やメーカーとのマッチング、千葉市食のブランド「千」による販売促進イベントの実施等により、前記事業活動の横展開を図る。

三 縦覧場所

千葉県農林水産部農林水産政策課

四 縦覧期間

令和五年二月二十一日から三月六日まで

土地改良事業計画の変更認可申請の適当の決定及び関係書類の縦覧

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、木戸川土地改良区の木戸川地区における土地改良事業(農業用排水施設の管理)計画の変更認可申請を適当と決定したので、その関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 縦覧に供する書類の名称

1 木戸川土地改良区土地改良事業変更計画書の写し

2 木戸川土地改良区定款の写し

縦覧期間

令和五年二月二十二日から三月二十三日まで

縦覧場所

山武市役所及び山武郡横芝光町役場

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次の基本測量を実施する旨通知があった。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 作業種類 基本測量(時空間変位確定測量)

二 作業期間 令和五年二月一日から国土地理院長が終了した旨を知事に通知するまで

三 作業地域 県内全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉市

二 作業種類 公共測量(基準点復旧)

三 作業期間 令和五年一月二十一日から三月二十日まで

四 作業地域 千葉市若葉区谷当町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。

令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 測量計画機関 千葉市

二 作業種類 公共測量(基準点復旧)

三 作業期間 令和五年一月二十七日から三月二十二日まで

四 作業地域 千葉市美浜区高浜三丁目

公共測量の実施
測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 松戸市
- 二 作業種類 公共測量(二級基準点測量及び三級基準点測量)
- 三 作業期間 令和五年一月十日から三月三十一日まで
- 四 作業地域 松戸市北松戸一丁目、小金原三丁目及び常盤平三丁目

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 柏市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和四年十一月二十九日から令和五年一月三十一日まで
- 四 作業地域 柏市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 八千代市
- 二 作業種類 公共測量(空中写真撮影)
- 三 作業期間 令和四年十二月二十日から令和五年三月二十四日まで
- 四 作業地域 八千代市全域

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 八千代市

- 二 作業種類 公共測量(四級基準点測量)
- 三 作業期間 令和四年十一月二十二日から令和五年二月十五日まで
- 四 作業地域 八千代市島田及び米本

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、次の公共測量を実施する旨測量計画機関の長から通知があった。
令和五年二月二十一日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 測量計画機関 国土交通省関東地方整備局霞ヶ浦河川事務所
- 二 作業種類 公共測量(航空レーザ計測)
- 三 作業期間 令和四年十二月八日から令和五年一月三十一日まで
- 四 作業地域 香取市

特定調達公告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

落札者等の公告
次のとおり落札者等について公告する。
令和5年2月21日

千葉県知事 熊谷 俊人

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量
- ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
- ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日
- ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所
- ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額
- ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日
- ⑧随意契約による場合はその理由
- ⑨その他必要な事項
- ⑩千葉県警察行政情報ネットワークシステムサーバー機器等貸借 一式
- ⑪千葉県警察本部総務部会計課 千葉市中央区長洲一丁目9番1号
- ⑫令和5年1月12日
- ⑬株式会社J.E.C.C. 東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- ⑭1,093,818,000円
- ⑮一般競争入札
- ⑯令和4年11月25日

購読料

本号

一部

三〇円

発

行

者

千

葉

市

中

央

区

市

場

町

一

番

一

号

千

葉

県

購読申込先

〇四三(二三三)二六五八